

審査基準整理票

処 分 名	標準負担額減額の差額支給		
根 拠 法 令 名	国民健康保険法施行規則	第26条の5第1項	
基 準 法 令 名	国民健康保険法施行規則	第26条の5第1項	
所 管 部 署	健康保険 部(局) 保険年金 課(室) 給付 係		
標 準 処 理 期 間	90日	法 定 処 理 期 間	日
<p>【審査基準】 ・文書の名称 【 】</p> <p>・掲載図書等 【 】</p> <p>・内 容 <input checked="checked" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>国民健康保険標準負担額減額の差額支給に係る審査基準は、国民健康保険法施行規則第26条の5第1項の規定に該当していることを基準とする。</p> <p>【根拠・基準法令】</p> <p>（食事療養標準負担額の減額に関する特例）</p> <p>第26条の5 減額認定証を保険医療機関に提出しなかつたために減額しない食事療養標準負担額を支払った場合において、減額認定証を提出しなかつたことがやむを得ないものと保険者が認めるときは、当該食事療養について支払った食事療養標準負担額から食事療養標準負担額の減額があつたならば支払うべき食事療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時食事療養費として支給することができる。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。